修正版

にいがた食の安全・安心基本計画の改定方針（案）

別添資料Ⅱ

現計画の概要

〇位置づけ

にいがた食の安全・安心条例（H17 年 10 月制定）に基づき、「**新潟県『夢おこし』政策プラン**」を上位計画として、食の安全・安心に関する施策を総合的に推進。（期間：19～24 年度）

〇内容

・計画全体の達成度を測る「**成果指標**」を定めて計画を推進。

成果指標	**新潟県における食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内外の住民の割合** （政策プランと共通、毎年の意識調査により把握）

・生産から消費に至る幅広い分野で**20 の施策**を掲げ、一部の施策について「**取組指標**」を定めて施策を推進。

現計画の進捗状況

〇**成果指標**：県内外とも増加、県内は 23 年度時点で目標達成。

	計画前（H18）	現状（H23）	増減	目標（H24）
県 内	**42.3%**	**55.1%**	**＋12.8P**	**50%以上**
県 外	**42.9%**	**48.3%**	**＋5.4P**	**50%以上**

〇**取組指標**：23 年度時点で 34 指標中 22 指標が当初目標を達成。

【参考】政策プランに対する評価委員会による中間評価（H23 年）では、「食の安全確保」分野について「順調」の評価をいただいている。

改定のポイント

〇これまでと同様、「**成果指標**」と目標値を定めて計画を推進。
→新目標は 24 年度までの指標動向を踏まえて設定

〇施策体系を 13 施策に再編
・「取組指標」と数値目標を定めて計画的に進めていく施策を中心に現行 20 施策を 12 施策に統合
・今取り組んでいる「**食品の放射能対策**」（放射性物質検査等）を 1 施策として体系に追加

現 No.	現 行	改 定	指標数	新 No.
1	安全で安心な農作物等の提供の推進	安全で安心な農作物等の提供の推進 事故米事件を受け制定された米トレーサビリティ法に基づく事業者指導 →米流通の信頼確保に寄与	2	1
2	安全で安心な畜産物の提供の推進	安全で安心な畜産物の提供の推進	2	2
3	安全で安心な水産物の提供の推進	安全で安心な水産物の提供の推進	2	3
4	安全で安心な加工食品の提供の推進	安全で安心な加工食品の提供の推進	2	4
5	添加物,農薬,動物用医薬品,飼料の適正使用の徹底	添加物,農薬,動物用医薬品,飼料の適正使用の徹底	2	5
6	遺伝子組換え作物の他の作物との交雑・混入の防止	統合（審議会の項へ）		
7	一貫した監視等の実施	統合（新施策1～5へ）		
8	食品等の適正な表示の徹底	食品等の適正な表示の徹底 食品表示の法律一元化に向けて国が作業中 →一元化により複雑な表示制度がわかりやすいものに。	3	7
9	危機管理体制の整備	危機管理体制の整備	1	8
10	研究開発の推進	統合（新施策1,5,8へ）		
11	県からの情報発信の強化	県からの情報発信の強化 食中毒予防の最新情報の連続発信 →流行期間中の連続発信により情報の浸透を図り、予防効果アップへ	4	9
12	食品関連事業者から消費者への情報提供の推進	食品関連事業者から消費者への情報提供の推進	3	10
13	消費者,食品関連事業者,県の相互理解の推進	健康づくり支援店の支援内容の拡充 →店舗数だけでなく内容拡充を促進して健康づくりをさらに推進 消費者、食品関連事業者、県の相互理解の推進 出前講座の推進　→県民と県庁の「顔が見える関係」の構築に寄与	2	11
14	自主基準の設定及び公開の推進	統合（新施策 10 へ）		
15	食育を通じた食の安全・安心に対する理解の推進	食育を通じた食の安全・安心に対する理解の推進 （改定作業中の県食育推進計画と調整）	7	12
16	食の安全・安心に係る施策の申出制度の普及	統合（新施策 11 へ）		
17	食に起因する危害情報の申出制度の普及	統合（新施策8へ）		
18	国や他の自治体との協力体制の整備	統合（推進体制の項へ）		
19	食の安全・安心に係る人材の育成	食の安全・安心に係る人材の育成	4	13
20	環境保全に配慮した事業活動の推進	統合（新施策1へ）		
		【新規】食品の放射能対策の推進	1	6

改定により期待される効果

○　多岐に渡る施策を統合再編することで、
食品の放射能対策等の重要施策への取組の重点化が図られる。
○　全施策に指標を定めることで達成度が明確になり、適切に進行管理できる。

計画の実効が高まり、住民満足度のさらなる向上へ

改定スケジュール

24 年 12 月	にいがた食の安全・安心審議会で審議、原案確定
25 年　1 月	パブリックコメント募集
2 月	修正案作成
3 月	審議会諮問、答申